

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金伝票および通帳等とともに、当金庫所定の入金カバン(以下「入金カバン」という。)に入れ、その入金カバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金カバンを2個以上投入するときは、1個ずつ別々に投入して下さい。また、入金伝票には氏名、口座番号、入金額および金種別内訳、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金カバンを投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取り保管ください。

3. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金カバン内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。

4. (入金カバン等の返却)

入金カバンならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金カバンの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金カバンの開閉に使用します。

6. (鍵・入金カバンの喪失、毀損)

投入口鍵、入金カバン、入金カバン正鍵の何れかを失ったとき、または、毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金カバンの不完全な施錠、その他当金庫の責めにやらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫については第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をおことわりするものとします。

9. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵を直ちに当店へ返却してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
 - ① 契約者が夜間金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

10. (譲渡転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の内容については金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上